

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） に基づく規制候補区域（案）について意見を募集します

市民相談会も
開催します（裏面）

令和6年2月

盛岡市

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることなどを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命又は身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法、「宅地造成等規制法」を法律名、目的も含めて抜本的に改正）が令和5年5月26日に施行されました。

この度、盛岡市では、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域として規制候補区域（案）を作成しましたので、広く市民の皆様にごその内容をお知らせし、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

なお、盛土規制法に基づく規制区域の指定は、令和7年4月以降を予定しております。

1 意見の募集期間

令和6年2月20日（火）から令和6年3月11日（月）まで

※郵送は令和6年3月11日（月）必着。郵送以外は同日17時まで受付。

2 意見の提出方法

備え付けの用紙又は任意の用紙に、氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、住所、電話番号を記入の上、意見の内容を記載して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話など口頭による意見はお受けできませんので御了承ください。

(1) 応募フォームの場合（パソコン等による提出）

盛岡市公式ホームページ（下記又は右記）から応募できます。

https://www.city.morioka.iwate.jp//shisei/public_comment/public_comment/1046863.html



(2) 郵送の場合

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2 都市計画課 宛

(3) ファクスの場合

019-637-1919 都市計画課 宛

(4) 持参の場合

市役所都南分庁舎2階 都市計画課へ

(5) 「市民の意見箱」の場合

「4 資料の備え付け場所」のうち、(1)～(10)の施設に設置している「市民の意見箱」に投函してください。

3 意見への回答

後日、盛岡市公式ホームページ、資料の備え付け場所で公表する予定です。

寄せられた意見は個人情報を除き、全て公開される可能性があるほか、同様の意見を集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

4 資料の備え付け場所

規制候補区域（案）の資料は、盛岡市公式ホームページや、次に記載している市の施設に備え付けます。

- (1) 都南分庁舎 2階の都市計画課
- (2) 本庁舎（本館） 6階の情報公開室
- (3) 本庁舎（本館） 1階の窓口案内
- (4) 都南分庁舎 1階のホール
- (5) 玉山総合事務所 1階のホール
- (6) 若園町分庁舎
- (7) 盛岡市保健所 1階の窓口案内
- (8) 青山、築川、太田、繋の各支所
- (9) 飯岡、乙部、巻堀、玉山、藪川の各出張所
- (10) 中央公民館、上田公民館、河南公民館、都南公民館、西部公民館、渋民公民館
- (11) 松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス 1階）
- (12) 都南図書館、渋民図書館

市民相談会の開催 ～市民の皆様からの個別の御相談などお待ちしております～

盛岡地域、都南地域及び玉山地域において相談会を開催し、規制候補区域及び盛土規制法等に関する個別の御相談等をお伺いします。また、都市計画課の窓口においては、随時、相談等に対応しております。

開催日時・会場	※事前申込・予約は不要です。直接お越しください。	
令和6年2月20日（火）10:00～15:00	都南分庁舎 101会議室（津志田14-37-2）	
令和6年2月21日（水）10:00～15:00	プラザおでって 第1会議室（中ノ橋通1-1-10）	
令和6年2月22日（木）10:00～15:00	玉山総合事務所 201会議室（渋民字泉田360）	

問い合わせ先

盛岡市 都市整備部 都市計画課 宅地開発係
〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2 都南分庁舎 2階
電話番号：019-601-2117 ファクス：019-637-1919
電子メール：toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp